

衆議院法務委員会ニュース

平成 27.8.5 第 189 回国会第 35 号

8 月 5 日（水）、第 35 回の委員会が開かれました。

1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 42 号）

- ・盛山正仁君外 3 名（自民、民主、維新、公明）提出の修正案について、提出者山尾志桜里君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・原案及び修正案について、上川法務大臣、山谷国務大臣（国家公安委員会委員長）、政府参考人及び最高裁判所当局並びに修正案提出者盛山正仁君（自民）、山尾志桜里君（民主）及び井出庸生君（維新）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・原案及び修正案に対し、清水忠史君（共産）が討論を行いました。
- ・盛山正仁君外 3 名（自民、民主、維新、公明）提出の修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成—自民、民主、維新、公明、上西小百合君（無） 反対—共産）
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成—自民、民主、維新、公明、上西小百合君（無） 反対—共産）
- ・盛山正仁君外 3 名（自民、民主、維新、公明）から提出された附帯決議案について、井出庸生君（維新）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成—自民、民主、維新、公明、上西小百合君（無） 反対—共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

盛山正仁君（自民）

- ・改正後の刑事訴訟法第 350 条の 2 第 1 項に係る修正では、第三者の巻き込み防止や供述の信用性担保のために、合意に関係する犯罪の関連性の程度を考慮事情とすることを明記しているが、この修正についてどのように受け止め、検察官がどのように合意に係る判断をすることを想定しているのか、伺いたい。
- ・改正後の通信傍受法第 30 条第 1 項に係る修正では、通信の当事者に対して通知すべき事項に、傍受記録の聴取等及び傍受の原記録の聴取等の許可の請求並びに不服申立をすることができる旨を追加しているが、この修正についてどのように受けとめているのか、見解を伺いたい。
- ・刑事司法制度を進化・発展させ、国民から信頼されるものとするために、本法案の成立・施行後に検討を行うことが重要であると考えますが、制度の一層適切な改善のための検討を行うことについて、法務大臣の見解を伺いたい。

黒岩宇洋君（民主）

- ・検察における捜査・公判の在り方の改革のうち、取調べの録音・録画制度の導入が最も優先されるテーマである

と考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

- ・「検察の再生に向けて」（平成 23 年 3 月 31 日検察の在り方検討会議提言）において、我が国の治安状況に照らしてバランスを失するような強力な捜査手法の導入には、国民の理解が得られないとの指摘があるが、今後新たな捜査手法を導入する際における謙抑性の重視について、法務大臣及び国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。
- ・過去のえん罪事件等が、検察が「引き返す勇氣」を持たなかったために起きたことを踏まえ、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度において虚偽供述が明らかになった場合に立件・起訴する体制の強化、制度の拡充等について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・特定電子計算機を用いる傍受の実施方法については、現行制度における立会人の役割のうち、立会いにおける司法警察員等への意見の陳述がなくなることや司法警察員等から裁判官に提出される傍受の実施状況の書面から立会人が述べた意見の記載が無くなるため、濫用を防ぐ機能が欠落、低減しているのではないかと懸念について、見解を伺いたい。

鈴木貴子君（民主）

- ・取調べの録音・録画制度について、録音・録画の機器が

故障し、また代替機もない場合においては、ICレコーダの使用も可能とすることを検討すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

- ・証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度について、合意の協議が始まった段階において、捜査側からの合意制度の内容や不利益についての説明義務や努力義務を課すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・特定電子計算機を用いる傍受方法における傍受記録の確認方法については、スポット傍受した部分としなかった部分を目視できるような形で残すべきと考えるが、法務大臣に伺いたい。
- ・足利事件等の再審請求において新たな証拠が認められたことによって無実が証明された事例に鑑み、再審請求に証拠開示制度を導入すべきと考えるが、その検討の必要性について、法務大臣及び国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。

山尾 志桜里君（民主）

- ・司法取引に関し、他人の刑事事件と密接に関連している場合であっても信用性の高い供述が得られるわけではないことから、関連性の程度が高いことが必ずしも供述の信用性の高さにつながらないと考えるが、見解を伺いたい。
- ・司法取引において、合意のための協議の過程で生じる重要事項について記録・保管するとしているが、この記録は、合意の当事者である被告人の事件及び他人の事件の公判が終了するまで保管されるか否かについて、伺いたい。
- ・特定電子計算機を用いる傍受を実施する場合に、傍受の適正性を担保するために、捜査に従事していない警察官を関与させる仕組みを検討しているか否かについて、警察庁に伺いたい。
- ・再審請求審における証拠開示については検討の必要性があることは疑いがないと考えるが、速やかな検討に向けて、法務大臣の決意を伺いたい。

井出 庸生君（維新）

- ・取調べの可視化は、捜査の適正な実施に資するものであり、捜査機関にとっても有用なものであるにもかかわらず、警察において、捜査上の支障や弊害への懸念から、その範囲の拡大に消極的であったことに鑑み、今後は、取調べの録音・録画を運用する中で、こうした懸念を払拭し、より広範に可視化を実施していくことを期待しているが、国家公安委員会委員長の決意を伺いたい。
- ・新方式による通信傍受が導入された後も、通信傍受は、これまでと同様に、限定的に、かつ、厳格に実施されるべきであると考えているが、新方式の導入に向けた人的及び

物的体制の見直し並びに傍受実施時の他の警察職員による指導の態様の見直しについて、警察庁に伺いたい。

- ・司法取引の協議の過程は、適切に記録化し、保管する必要があるが、それが現場で混乱なく行われるよう、各検察庁に通知すべきであるとともに、通知による記録化及び保管の運用により一定の成果が得られた後は、その内容を法律に規定すべきと考えるが、見解を伺いたい。

清水 忠史君（共産）

- ・取調べの録音・録画について、附則第9条の検討条項の修正は、対象事件の拡大につながるものと考えているのか、修正案提出者に伺いたい。
- ・司法取引について、修正案の内容で事件に無関係な第三者を巻き込む危険はなくなったと考えているのか、修正案提出者及び法務省に伺いたい。
- ・検討条項について、修正案で追加された附則第9条第3項に列挙されている事項のうち、再審請求審における証拠開示の義務化は速やかに実現すべきであると考えているが、法務大臣及び修正案提出者の見解を伺いたい。また、会話傍受も検討の対象に含まれるのか、修正案提出者に伺いたい。
- ・特定電子計算機を用いる通信傍受について、特定電子気計算機は現行制度において立会人が果たしている役割を代替するものとはならないと考えるが、見解を伺いたい。また、特定電子計算機には、自動的にスポット傍受を行う機能を備えていることが必要とされているのか、伺いたい。

畑野 君枝君（共産）

- ・通信傍受法の改正については、全国から反対の声が上がっており、安易な対象事件の範囲の拡大は憲法上許されないと考えるが、通信の秘密と関連して、国家の根幹である民主主義を破壊することになるから憲法違反であるとの指摘があることについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・法務省ホームページの通信傍受法のQ&Aにおいて、通信傍受を認めることは通信の秘密を保障する憲法に違反しないかとの問いに対して、公共の福祉の要請に基づく場合には、必要最低限の範囲でその制約が許されるとの回答が掲載されているが、必要最低限の範囲について、どのように判断するのか、何らかの基準があるのか、伺いたい。
- ・現行の通信傍受法では、対象犯罪を必要不可欠と考えられる最小限度の組織的な犯罪である4類型に限定しているが、本法律案において、社会情勢の変化を理由に対象事件の範囲が拡大されており、将来も対象事件の範囲が拡大されるおそれがあることは否定できないと考えるが、見解を伺いたい。